

下志段味組合だより

清算事務の現状と今後の予定

清算人代表 加藤 鈞



初秋の候、組合員の皆様方におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

皆様のご協力のおかげで令和六年三月二十六日に下志段味特定土地区画整理組合の解散認可申請に対し名古屋市の解散認可を得ることができました。解散認可公告の翌日から当組合は清算法人に移行し、理事は新たに清算人という立場でスタートしております。

また、同日に総代の皆様を始め関係者の方々を迎えて無事、解散記念式典を執り行うことができました。ここで厚くお礼申し上げます。

さて、清算総代会を八月二十五日(日)に開催いたしました。「残余財産目録の承認及び残余財産の処分」について審議していただきましたのでその概要をお伝えいたしますとともに、清算事務の現状と今後の予定についてもお知らせいたします。

一 清算事務の現状

清算事務へ移行後、組合として、令和六年四月十五日から六月十五日までの二ヶ月間、債権の申出公告を行い、何等申出がありませんでしたので残余財産が約二億一千六百万円と確定いたしました。

そのうち必要経費である事務費を除いた一億五千八百五十万円につきましては、第九十八回総代会において残余財産の処分方針として承認を頂きました残余財産処分費として「調整金」「慰労金」「寄附金」の支出を予定しております。

直接還元(宅地整備補償金、調整金)としては皆様にお約束させていたいただきました解散諸費全体の八割以上を確保しており、残る調整金の支払については九月三十日を予定しておりますのでご確認よろしく申し上げます。(概要は裏面参照)

二 今後のスケジュール

清算総代会で議決した内容に基づいて残余財産の処分を進めていき、令和七年三月に名古屋市から令和六年度における決算申請の承認を頂いた後、組合員の皆様へ決算報告書を送付し、組合としては清算終了(消滅)する運びとなります。(概要は裏面参照)

今後も、清算人一同、令和六年度中の清算終了(消滅)に向けて鋭意努力して事務を進める所存でございますので、総代、組合員の皆様にも一層のご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

清算総代会報告

令和六年八月二十五日(日)、サイエンス交流プラザにおいて清算総代会を開催しました。

総代五十八名(書面出席五名含む)が出席し、寺平徳夫清算人副代表の司会のもと、加藤鈞清算人代表が挨拶し、続いて、来賓として小川としゆき市会議員から挨拶と出席公職者の紹介が行われました。

その後、議長に加藤章一総代、副議長に野田晋総代を選出して議事に入り、第一号議案に対し、審議のあと賛成多数(賛成者五十五名)で議決承認されました。

第一号議案

残余財産目録の承認及び残余財産の処分について
当組合の清算事務手続きを推進するため、残余財産目録の承認を行うとともに残余財産の処分方法について承認を求めます。(概要は下段参照)

報告事項

令和五年度の収支決算
令和五年度の収支決算について、第九十九回総代会において見込額で計上していたものに対して決算額を報告するものです。

監事意見書

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の令和六年度定期監査を実施したところ、残余金収支予定表、財産目録、金銭の収支及び証拠書類等の整理は正確であり、その事務処理並びに事業の執行状況も適切であると認めます。

令和六年八月五日

代表監事 木全 哲夫

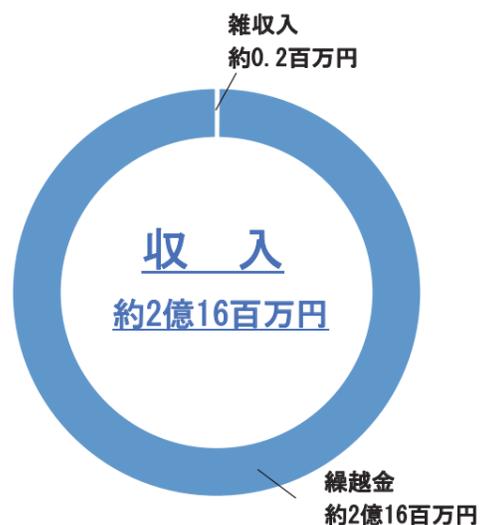
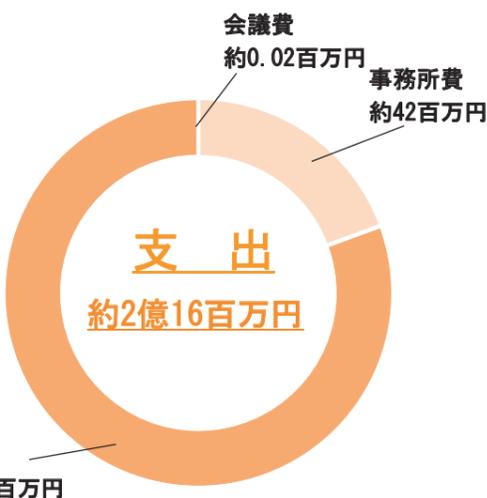


令和六年度収支予定

◆雑支出の内訳

(単位:円)

支出科目	支出予定額
残余財産処分費	158,500,000
内 調整金	118,500,000
内 慰労金	30,000,000
内 寄附金	10,000,000
清算準備費	15,750,000
その他	332,518
計	174,582,518



清算総代会での主な意見

Q 調整金の支払対象者は誰になるのか。
A また、算出根拠はどうなっているのか。
 調整金につきましては、宅地整備補償金と同様の考え方となっております。宅地整備補償象者は過去に宅地整備補償金を受け取った方、算出根拠としてはお持ちの土地の㎡数に基準単価を掛けて算出しております。

Q 慰労金に対して税金はかかるのか。
A ご本人が受け取る場合は退職所得となり、ご本人が亡くなっており、相続人にお渡しする場合は、相続税又は一時所得となります。詳細については慰労金の支払通知にてご説明させていただきます。

Q 清算事務を進めていく中で余った金額はどのように処理するのか。慰労金額が増額となるのか。
A 余った金額については寄附金に充当し、十数万円単位を学区区政協力委員会へ十数万円以下の端数を名古屋まちづくり公社へ寄付することを予定しております。慰労金については上限額を三千万円とし、それ以上の支出はありません。

Q 寄附先はどこを想定しているのか。
A 寄附先としては、学区区政協力委員会へ八百万円、まちづくり基金に百万円、名古屋まちづくり公社に百万円を予定しております。

Q 不測事態が発生した場合の対応は。
A 不測事態が発生した時点の残余財産から支払うこととなります。どの費目で支払うかについては、弁済額や事業の支出状況もありませんので債務が発生した際に弁護士相談の上組合として適切に対応してまいります。

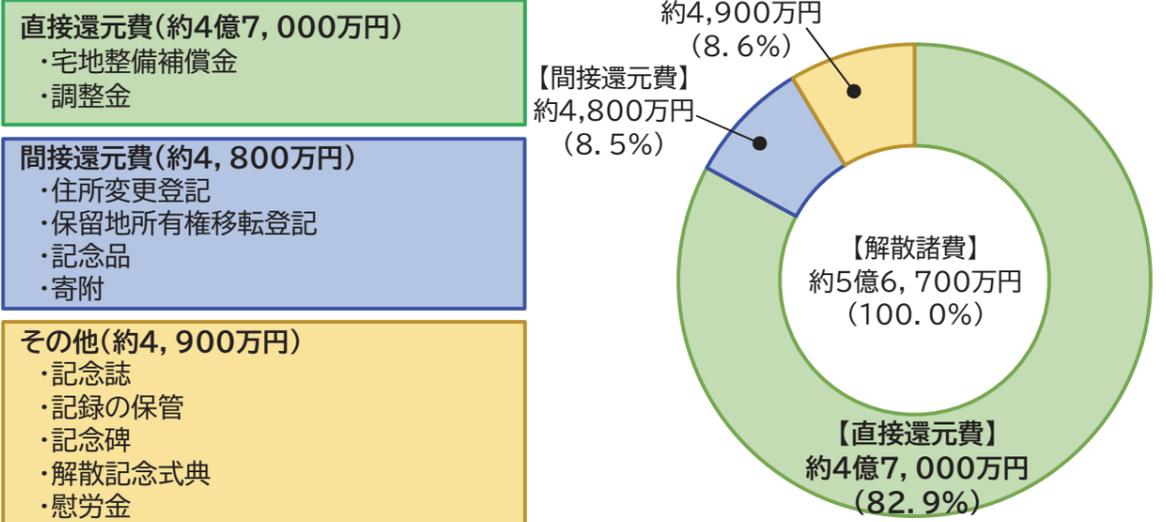
【その他の意見】
 ・今回の最後の総代会となると思う。今まで事業を進めていただきありがとうございました。組合として地権者還元を優先し、慰労金額を抑えていただいたことに対してほっとしている。
 ・地権者に今回の残余財産の処分方法や進め方について広く情報共有を行って欲しい。

今後のスケジュール



解散諸費の8割以上を地権者の皆様に直接還元致します！

昨年度より様々なパターンでご提示させていただきました解散諸費(余剰金+残余財産)の用途についてですが、清算総代会の議決を受け、下記のとおり支出することとなりましたのでご報告します。



組合からのお願い

次のような場合には、お手数ですが事務委託先である(公財)名古屋まちづくり公社までご連絡いただきますようお願いいたします。

- ◆相続が発生した場合
- ◆引越し等により住所又は連絡先を変更した場合

お問合せ先【事務委託先】
 (公財)名古屋まちづくり公社 区画整理部
 名古屋市守山区下志段味三丁目518番地
 TEL: 052-736-9071 FAX: 052-736-9074

組合より皆様方への御礼
 令和六年三月に無事、名古屋市より解散認可を受け、区画整理事業を完成することができました。これも、これまで組合事業を支えていただいた皆様のおかげであり、この場をお借りして感謝の言葉をお伝えさせていただきます。

下志段味組合としては平成4年9月に設立し、約三十年の事業期間を経てこの度、無事完工を迎えることができました。

設立した当時は、道路等の整備が不十分な田畑が中心の街並みでしたが、今、あらためて地区を見ると元々あった自然環境と区画整理事業によって生み出された公共施設や商業施設とが共生する快適な住環境となっており、当時の街並みを思い起こすと、感無量の気持ちとなります。

吉根地区から進められてきた志段味地区の基盤整備については、今後も後に続く上志段味地区や中志段味地区の整備により、志段味地区全体で益々の発展が成し遂げられることと期待しております。

組合としての役目はひと段落つきませんが、今後も清算人一同、皆様と良好な関係を継続し、地域の発展に貢献していきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。皆様、今まで本当にありがとうございました。